一般社団法人日本データベース学会 e-理事会規程

2024年11月26日制定

第1条 本規程は、本会定款第37条(決議)第2項に定める「理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示」をする手段に関して、細項目を定める.

(e-理事会の開催)

第2条 役員からの発議により、次回理事会では間に合わないなど緊急に決議すべき事項が発生した場合には、会長・副会長・特命副会長で合議の上、当該事項を議案として挙げ決議するための e-理事会を開催することができる.

(投票)

- 第3条 e-理事会は、議案と投票期間を、監事を含む役員全員に提示した上で、理事の投票 を行う.
 - 2 投票には、代議員選挙、役員選挙で利用している e-投票システムで、「一般投票」 の機能を用いる.
 - 3 e-理事会の投票期間は、1週間程度とし、投票終了前に適宜、未投票者にメールで 投票を促し、全員が投票するように留意する.

(議案の決議)

第4条 e-理事会に付された議案は、定款第37条(決議)第2項により、理事全員が、「賛成」に投票すれば可決される.

(監事の異議申し立て)

第5条 監事は、開催された e-理事会に、異議がある場合は、投票期間終了までに、異議を申し立てることができる。監事から異議の申し立てがあった時点で、e-理事会を中止する、投票期間終了までに異議がなかった場合は、e-理事会を有効とする。

(決議が成立しなかった場合の措置)

- 第6条 e-理事会で議案が決議されなかった場合には、以下のいずれかの方法をとる.
 - (1) 再度 e-理事会を開催する.
 - (2) 臨時理事会を開催する.
 - (3) 次に予定されている理事会で決議する.

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、本会理事会の承認を得るものとする.

附則

1. 本規程は, 2024年11月26日より施行する.